

別表

評定区分		評定項目	評定内容	評点	
1	構造一般の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	(3) 床	ア 根太落ちがあるもの	10	
			イ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	25	
		(4) 基礎、土台、柱又は梁	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		(5) 外壁又は界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15	
			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		(6) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下ったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	(7) 外壁	ア 延焼の恐れのある外壁があるもの
イ 延焼の恐れのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20				
(8) 屋根	屋根が可燃性材料でふかされているもの			10	
4	排水設備	(9) 雨水	雨樋がないもの	10	
5	地域への影響	外壁、屋根材が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの		25	
		行政区からの要望があるもの		25	
		景観を著しく害するなど、特別な配慮が必要なもの		15	

